

## 4. 許可申請の適用除外

次の屋外広告物は、許可を受けずに設置することができます。

表示内容	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域
公職選挙法、その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示・設置するもの		○		
法令の規定により、表示又は設置を義務づけられたもの		○		
国、地方公共団体が表示・設置するもので、公益上必要と認められるもの		○		
祭典その他慣例上使用するもの		祭典などの期間中		
一時的、仮設的なもの（葬祭など）	・責任者の住所、氏名、表示期間を25cm <sup>2</sup> の大きさの範囲内に明示すること ・表示期間30日以内（30日以内の期間を定期的に繰り返す場合を除く）			
営利を目的としないもの	a.交通安全、公衆衛生、水火災警報など公益に関する告知のためのもの b.会合その他催物に関するもの c.はり紙、はり札、広告旗、及び立看板等 d.報道機関が設置する時事速報等を掲出するもの			
自己用広告物	表示面積 合計10m <sup>2</sup> 以下	表示面積 合計15m <sup>2</sup> 以下	表示面積 合計25m <sup>2</sup> 以下	
管理用広告物 (右記条件を全て満たすこと)	・表示面積1面当たり0.5m <sup>2</sup> 以下かつ合計1m <sup>2</sup> 以下 ・地色の彩度8以下かつ使用する色の数が2以下 ・反射光のある素材を使用していないもの ・動光、点滅照明、ネオンその他これに類するものを使用していないもの ・「駐輪場」、「駐車場」、「入口」、「出口」など機能を表示するもの			

## 5. 規制地域と屋外広告物の基準

都市計画法に定める用途地域など、地域の特性に応じた4種類の規制地域ごとに、それぞれ屋外広告物の基準を定めています。

地域	地域の方針	基準の内容
第1種規制地域	自然景観に配慮し、良好な景観の形成及び風致を維持すべき地域 保安林(自然公園(特別地域)、自然環境保全地域を除く)、都市公園	8 ページ
第2種規制地域	住宅環境や優れた沿道景観に配慮し、良好な景観の形成及び風致を維持すべき地域 第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、 田園住居地域、風致地区	9・10 ページ
展望規制 (路線により範囲が決まっています)	高速自動車道沿い、新幹線沿い、幹線道路沿い(4ページ 7. 展望規制参照) ※商工業系地域(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域)には 展望規制は適用されません。	
第3種規制地域	広告物等の大きさや高さを抑え、住宅環境や田園景観に配慮した良好な街なみ景観の形成を図る地域 第1・2種住居地域、市街化調整区域	11 ページ
第4種規制地域	経済活動に配慮しつつ、事務所等と調和した良好な街なみ景観の形成を図る地域 準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、近隣商業地域、商業地域	12 ページ

## 6. 屋外広告物特別規制地区

歴史的な地区や自然環境が豊かな地区など良好な景観の形成又は風致の維持が特に必要な地区として、独自の設置基準が定められている地区です。

- ①豊野 つづじ山公園地区 ②鬼無里 大望峰地区 ③大岡 アルプス展望公園地区  
④大岡 棚田地区 ⑤大岡 天宗寺地区 ⑥大岡 横知大神社  
⑦篠ノ井 水沢上庭地区 ⑧信州新町 信州新町地区